

**原田緑地整備・管理運営事業
基本協定書
(案)**

豊中市

基本協定書

1 名 称	原田緑地整備・管理運営事業基本協定
2 履 行 箇 所	豊中市原田中 2 丁目 46 番 1、54 番 4、55 番 1、72 番、77 番、183 番 1、185 番及び里道・水路
3 履 行 期 間	令和 年 (年) 月 日から 令和 年 (年) 月 日まで
4 契 約 金 額	原田緑地整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）について、別途締結される設計・建設工事請負契約に基づく契約金額（設計費及び施工費）及び管理運営に関する基本協定に基づく指定管理委託料の合計額。なお、これらの契約金額及び指定管理委託料とは別に、この基本協定により豊中市（以下「本市」という。）の支払義務が生じるものではない。

本事業について、本市と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づき、公正な基本協定（以下「本協定」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本協定の証として、本書 2 通を作成し、本市及び事業者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 (年) 月 日

本市 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

豊 中 市

豊 中 市 長 長 内 繁 樹 印

事業者 [●●●●グループ]

構成企業（代表企業）

所在地

商号又は名称

代表者名

印

構成企業

所在地

商号又は名称

代表者名

印

構成企業

所在地

商号又は名称

代表者名

印

構成企業

所在地

商号又は名称

代表者名

印

目次

第1章 総則	1
第1条（目的）.....	1
第2条（用語の定義）.....	1
第3条（総則）.....	1
第4条（公共性及び民間事業者活用の趣旨の尊重）.....	1
第5条（規定の適用関係）.....	2
第6条（指示等及び協議の書面主義）.....	2
第2章 本事業の実施に関する事項	2
第7条（本協定の有効期間）.....	2
第8条（事業日程及び事業費内訳）.....	3
第9条（事業の概要）.....	3
第10条（代表企業の役割等）.....	3
第11条（事業者の役割等）.....	3
第12条（事業者が締結すべき契約）.....	4
第13条（設計・建設業務）.....	4
第14条（管理運営業務）.....	4
第15条（設置管理許可制度による公園施設の整備・管理運営業務）.....	5
第16条（本協定の変更）.....	5
第17条（統括責任者）.....	5
第18条（関係者協議会）.....	5
第19条（紛争解決等）.....	6
第20条（解釈）.....	6
第21条（責任の負担）.....	6
第22条（権利義務の処分等）.....	6
第23条（許認可等の手続）.....	6
第24条（本件土地の使用）.....	7
第3章 事業者の交替等	7
第25条（事業契約の変更等の協議）.....	7
第26条（事業者の交替候補の選定）.....	8
第27条（事業者の交替）.....	8
第28条（事業者の交替等の支援）.....	8
第29条（事業者の交替等による増加費用）.....	8

第4章 事業契約の解除に関する事項	9
第30条（事業契約の解除）	9
第31条（談合等不正行為による解除）	9
第5章 その他	11
第32条（秘密保持）	11
第33条（個人情報保護）	11
第34条（損害賠償）	12
別紙1 用語の定義	13

第1章 総則

第1条（目的）

本協定は、本市と事業者とが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

- 1 本協定において使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるほか、事業契約、募集要項等に定義されるところに従うものとする。
- 2 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

第3条（総則）

- 1 本市及び事業者は、本協定の各規定に従い、日本国の法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。
- 2 事業者は、自らの責任及び費用において第9条の業務を第8条の事業日程に従って行うものとし、本市は、設計・建設工事請負契約に基づく契約金額（設計費及び施工費）及び管理運営に関する基本協定に基づく指定管理委託料を支払うものとする。本市は、これらの契約及び基本協定に特段の定めのある場合を除き、事業者が生じた増加費用及び損害を負担しない。
- 3 本市は、本協定に基づき生じた事業者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。本協定の他のいかなる規定も、これらにかかる本市の相殺権の範囲、時期又は方法を制限するものではない。
- 4 本事業を履行するために必要な一切の手段については、本協定に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。
- 5 本協定の履行に関して本市及び事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本協定の履行に関して本市及び事業者の間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 本協定における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本協定に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

第4条（公共性及び民間事業者活用の趣旨の尊重）

- 1 本市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

第5条（規定の適用関係）

- 1 本事業における本市と事業者の経営管理に係る権利義務については、本協定の規定が適用されるものとし、本協定、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本協定、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。
- 2 本事業における本市と事業者の設計・建設業務に係る権利義務については、本協定及び設計・建設工事請負契約の規定が適用されるものとし、本協定、設計・建設工事請負契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本協定、設計・建設工事請負契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。
- 3 本事業における本市と事業者の管理運営業務に係る権利義務については、本協定及び管理運営に関する基本協定の規定が適用されるものとし、本協定、管理運営に関する基本協定、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本協定、管理運営に関する基本協定、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、要求水準書と事業者提案の記載内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回るときに限り、事業者提案に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が要求水準になるものとする。

第6条（指示等及び協議の書面主義）

- 1 事業契約に定める指示等は、書面により行わなければならない。ただし、本市が書面以外での指示等が必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があると認める場合は、本市及び事業者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、本市及び事業者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。
- 3 本市及び事業者は、本協定の他の条項に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。

第2章 本事業の実施に関する事項

第7条（本協定の有効期間）

- 1 本協定の有効期間は、本協定締結時から本事業が終了する日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと本市が判断して代表企業に通知した日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第9項及び同条第10項、第20条第1項、第22条第1項、第32条並びに第33条の規定の効力は、本協定の有効期間終了後も存続する。

第8条（事業日程及び事業費内訳）

- 1 本事業の事業期間は、設計・建設工事請負契約の本契約の日から解除その他期間満了以外の理由により本協定の効力を失った日又は令和17年（2035年）7月31日のいずれか早い日に終了するものとし、事業日程については要求水準書に示すとおりとする。ただし、本事業に係る工程は事業契約の規定により変更できるものとする。
- 2 本施設の設計・建設期間（建設期間Ⅰ期及び建設期間Ⅱ期を含む）は、設計・建設工事請負契約の本契約の締結の日から、本施設の各引渡日までとする。なお、設計・建設工事請負契約の規定により本施設の各引渡予定日は変更できるものとする。
- 3 令和7年（2025年）8月1日からの一部開園を予定しているが、不可抗力等により建設期間Ⅰ期で整備する施設の引渡しが遅れるときは、これに従い管理運営期間の開始日も変更するものとする。
- 4 設置管理許可期間は、一部開園以降の開始日から5年以内ごとの更新とし、当初許可開始日から計20年以内とする。

第9条（事業の概要）

事業者は、本事業及びこれらに付随又は関連する一切の業務を行う。

第10条（代表企業の役割等）

- 1 代表企業は、本協定、要求水準書及び事業者提案等に基づき、構成企業を統括し、本事業を事業期間にわたり適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築するとともに、仕組みを維持更新するために必要な措置をとる役割及び義務を負うものとする。
- 2 代表企業は、合理的な理由がある場合に限り、本市の許可を受けた上で、代表企業を他の構成企業に変更することができる。

第11条（事業者の役割等）

本事業の実施において、事業者は本市との間で書面により別途合意した場合を除き、それぞれ次に定める役割及び義務を負うものとする。

- (1) 事業者は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために、指定管理者における経営の安定と継続が図られるように必要な措置をとらなければならない。
- (2) 事業者は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために、指定管理者による各事業者間の調整を円滑に行えるように協力しなければならない。
- (3) 設計・建設工事請負事業者は、本協定、設計・建設工事請負契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、設計・建設業務を適正かつ確実に実施しなければならない。
- (4) 指定管理者は、本協定、管理運営に関する基本協定、管理運営業務サービス水準合意、要求水準書及び事業者提案に基づき、管理運営業務を適正かつ確実に実施しなければならない。
- (5) 設置管理事業者は、本協定、設置管理許可施設に関する基本協定、要求水準書及び

事業者提案に基づき、設置管理許可施設の整備・管理運営業務を設置管理許可期間にわたって適正かつ確実に実施しなければならない。

第 12 条（事業者が締結すべき契約）

- 1 本市と設計・建設工事請負事業者は、募集要項等及び本協定等に基づき、設計・建設工事請負契約を締結する。
- 2 本市と指定管理者は、募集要項等及び本協定等に基づき、管理運営に関する基本協定及び管理運営業務サービス水準合意を締結する。
- 3 事業者は、募集要項等、本協定及び事業者提案等に基づき、協力企業との間で、設計・建設業務及び管理運営業務を実施するための委託契約又は請負契約を締結することができる。
- 4 本市と設置管理事業者は、募集要項等及び本協定等に基づき、設置管理許可施設に関する基本協定を締結する。

第 13 条（設計・建設業務）

- 1 設計・建設工事請負事業者は、本市との設計・建設工事請負契約の締結後、速やかに設計・建設業務に着手し、本施設の各引渡予定日までに試運転を完了のうえ、本施設を完成させ、本市に引き渡す。
- 2 設計・建設工事請負事業者は、設計・建設工事請負契約に係る契約保証金として、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 16 及び豊中市財務規則（昭和 46 年豊中市規則第 13 号）第 108 条の規定に基づき、当該契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を支払わなければならない。
- 3 前各項に規定するもののほか、本施設の設計・建設業務の実施については、本協定、設計・建設工事請負契約、要求水準書及び事業者提案に定めるとおりとする。
- 4 設計・建設工事請負事業者は共同企業体を組成することとし、共同企業体結成届及び共同企業体結成における協定書等の写しを提出しなければならない。

第 14 条（管理運営業務）

- 1 指定管理者は、管理運営に関する基本協定の締結後、管理運営期間において管理運営業務を実施する。
- 2 指定管理者は、地方自治法施行令第 167 条の 16 及び豊中市財務規則第 108 条に規定する契約保証金の取扱いに準じ、本市に対して、管理運営期間にわたり契約の保証を付さなければならない。保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、指定管理委託料（当該年度）の 100 分の 5 以上の額としなければならない。
- 3 指定管理者は、管理運営に関する基本協定により委託を受ける業務を実施するための人員等を自らの責任で確保しなければならない。
- 4 前各項に規定するもののほか、管理運営業務の実施については、本協定、管理運営に関する基本協定、要求水準書及び事業者提案に定めるとおりとする。

- 5 指定管理者は、共同企業体を組成した場合、共同企業体結成届及び共同企業体結成における協定書等の写しを提出しなければならない。

第 15 条（設置管理許可制度による公園施設の整備・管理運営業務）

- 1 設置管理事業者は、設置管理許可施設に関する基本協定の締結後、設置管理許可期間において設置管理許可施設の管理運営業務を実施する。
- 2 設置管理許可施設の整備にあたっては、本施設の供用開始前の区域においては占用許可を不要とし、本施設の供用開始した区域においては占用許可を受けた上で実施する。また、設置管理許可施設の解体・撤去にあたっては、占用許可を受けた上で実施する。
- 3 設置管理許可施設の管理運営業務の実施については、本協定、設置管理許可施設に関する基本協定、要求水準書及び事業者提案に定めるとおりとする。

第 16 条（本協定の変更）

- 1 本市及び事業者は、本協定を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を事業者相手方に通知し、その変更を請求することができる。
- 2 本市及び事業者は、前項の書面を受領した日から 14 日以内に、変更に伴う措置及び期間、費用等の変動の有無について検討し、検討結果を本市相手方に通知のうえ、~~本市との間で~~協議を行うものとする。
- 3 前項の協議が調整できない場合は、本事業が公共性と民間事業者の活用を図る趣旨を鑑みて、本市が合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 本協定（別紙を含む。）の変更は、本市並びに事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

第 17 条（統括責任者）

- 1 事業者は、本協定の締結後、本事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者を速やかに配置し、本市に通知する。統括責任者を変更した場合も同様とする。なお、統括責任者の選任及び変更の要件は募集要項の規定に従う。
- 2 本市は、前項に基づき配置若しくは変更された統括責任者が、総合的な調整を行わないなど、合理的な理由がある場合には、30 日以上猶予期間を設けて、当該統括責任者を変更するよう事業者を求めることができる。

第 18 条（関係者協議会）

- 1 本市及び事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的とした関係者協議会を設置する。関係者協議会の協議事項、構成企業、開催手続その他の事項に関する詳細は、本市と事業者が協議して定める。
- 2 本市及び事業者は、本事業に携わる実務担当者から構成される関係者協議会の下部組織を設置し、市民等の要望を踏まえて、設計・建設業務に係る工事による近隣の生活環

境への影響低減など、本事業に係る問題の調整に努めるものとする。

第 19 条（紛争解決等）

- 1 事業契約に係る事項で決定を要する事項について、関係者協議会及びその下部組織における協議が調整できなかった場合、最終的な決定権は本市が持つこととする。ただし、本市は、決定にあたり、事業者の意見を合理的な範囲において十分に聞くこととする。
- 2 本市及び事業者は、関係者協議会及びその下部組織において合意された事項を遵守する。
- 3 本市及び事業者は、関係者協議会及びその下部組織並びに第 1 項の規定による協議において、合理的に必要があると認めるときは、出席者として予定される者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 関係者協議会及びその下部組織の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。

第 20 条（解釈）

- 1 本協定に定めのない事項について定める必要が生じ、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、本市及び事業者が誠実に協議の上、これを定める。
- 2 本協定、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書及び事業者提案の記載に齟齬がある場合には、本協定、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書、事業者提案（ただし、事業者提案の内容が、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して事業者提案はこれらに優先する。）の順にその解釈が優先する。

第 21 条（責任の負担）

事業者は、事業契約において別段の定めのある場合を除き、事業者の本事業実施に関する本市による確認、承認若しくは立会又は事業者からの本市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる事業契約上の責任も免れず、当該確認、承認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、本市は何ら新たな責任を負担しない。

第 22 条（権利義務の処分等）

- 1 事業者は、本協定上の権利若しくは義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。
- 2 管理運営業務の実施にあたり、共同企業体を組成する場合は、事業契約に基づく債務を全て履行した後でなければ、管理運営期間終了後も解散することはできない。ただし、本市が事前に承諾した場合は、この限りではない。

第 23 条（許認可等の手続）

- 1 事業契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可は、事業者がその責任及び

費用負担において取得し、有効に維持する。また、事業者が事業契約に基づく義務を履行するために必要となる届出は、事業者の責任及び費用負担において作成し、提出する。本市が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、本市がこれを行うものとし、そのために事業者に対し協力を求めた場合には、事業者はこれに応じる。

- 2 事業者は、前項の許認可の申請又は届出を行ったときは、本市に対し速やかに報告を行い、本市からの要求に応じ、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを本市に提出する。
- 3 本市は、第1項の許認可の取得又は届出について、事業者から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ合理的な範囲で協力をを行う。
- 4 事業者は、自らの許認可の取得若しくは届出の遅延により本事業の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により遅延した場合には、設計・建設工事請負契約第24条、第32条の2、第69条及び第78条並びに管理運営に関する基本協定第35条及び第36条に従う。
- 5 本市は、自らの許認可の取得若しくは届出の遅延により事業者の本事業の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により遅延した場合には、設計・建設工事請負契約第24条、第32条の2、第69条及び第78条並びに管理運営に関する基本協定第35条及び第36条に従う。
- 6 本事業を遂行する事業者及びこれらの者から委託又は請負を受けた者並びにこれらの使用人が、本事業の遂行にあたって申請又は届出をするべき許認可がある場合、事業者は、これらにかかる申請又は届出が行われたときに、本市に対し速やかに報告を行い、本市からの要求に応じ、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを本市に提出する。

第24条（本件土地の使用）

- 1 本施設の整備は、本件土地において行う。本件土地の管理は事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。事業者は、本事業に必要な範囲について本件土地を無償で使用することができる。ただし、設置管理許可を受ける区域を除く。
- 2 事業者は、本件土地に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出が発生した場合であっても、これを本市に請求しない。
- 3 本施設の建設に要する仮設資材置場等を本件土地以外に確保する場合は、事業者の責任及び費用負担において行う。

第3章 事業者の交替等

第25条（事業契約の変更等の協議）

本市並びに事業者は、事業者が事業契約で定める解除事由を充足する又は充足するおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知し、相手方当

事業者との協議により合意を得たうえ、事業契約を変更し、又は解除することができるものとする。この場合において、この項の規定は、事業契約に定められる本市の解除権を何ら制限するものではない。

第 26 条（事業者の交替候補の選定）

- 1 事業者は、前条の解除を行った場合において、本市の要請により代替事業者の候補を選定することに努めなければならないものとし、指定管理者が選定した代替事業者の候補を代替事業者として決定する場合は、本市の承諾を得るものとする。
- 2 本市は、前項の規定にかかわらず、自ら代替事業者を選定することができるものとする。
- 3 事業者は、代替事業者を決定するための費用を負担しなければならない。

第 27 条（事業者の交替）

- 1 本市は、交替前事業者が当事者である事業契約を解除できる場合、事業契約の締結当事者から交替前事業者のみを除くように事業契約の一部を変更し、又は解除することができるものとする。
- 2 本市は、交替前事業者が事業契約の当事者から離脱した場合において、代替事業者との合意により、交替前事業者が担当していた業務を代替事業者が担当できるように本市及び交替前事業者が当事者となる事業契約を変更し、又は本市と代替事業者との間で新たな契約を締結することができるものとする。
- 3 本市は、前項の規定による新たな契約の締結により、代替事業者が当事者とならない事業契約を変更又は解除する必要が生じた場合は、当該事業契約の当事者である事業者との協議により合意を得たうえで、当該事業契約を変更し、又は解除することができるものとする。

第 28 条（事業者の交替等の支援）

- 1 事業者は、第 25 条から前条までの規定による事業者の交替等が円滑に行われるように事業者間の調整を図り、本市が従来締結していた契約内容と比較して、本市に不利益な変更等が生じないように調整しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による調整について誠実に対応するものとする。

第 29 条（事業者の交替等による増加費用）

第 25 条から第 27 条までの規定による事業者の交替等により発生した増加費用は、事業者が負担するものとする。

第4章 事業契約の解除に関する事項

第30条（事業契約の解除）

- 1 本市は、交替前事業者が当事者である事業契約を解除できる場合において、交替前事業者が事業契約の解除について責めに帰すべき事由があるときは、交替前事業者が当事者ではない事業契約及び本協定の一部又は全てを即時に解除することができるものとする。
- 2 本市は、前項の規定により事業契約の一部又は全てを解除した場合は、当該事業契約の相手方に対して一切の損害賠償の責めを負わない。

第31条（談合等不正行為による解除）

- 1 本事業に係る事業者提案に関して、事業者のいずれかに次に定めるいずれかの事由が生じたときは、本市は、事業契約の一部又は全てを解除することができる。
 - (1) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2の排除措置命令を受け、かつ、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (2) 事業者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、行政事件訴訟法第14条に規定する出訴期間内に当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 事業者が、第1号又は第2号に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 事業者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。
- 2 本市は、指定管理者又は事業者のいずれかにおいて、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、事業契約の一部又は全てを解除することができる。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員又はその使用人その他の従事者（以下「役員等」という。）が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下「暴力団構成員等」という。）であると認められると

き。

- (3) 暴力団構成員等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどの行為をしたと認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、管理運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (6) 暴力団関係者であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (8) 下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 指定管理者又は事業者のいずれかが第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、本市が指定管理者又は事業者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者又は事業者がこれに従わなかったとき。
- 3 本市は、本事業の応募に関して事業者のいずれかが前各項のいずれかに該当したときは、賠償金として、設計・建設工事請負契約に基づく契約金額の100分の10に相当する額を事業者から徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第1項各号に掲げる場合において、命令、審決又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
 - (2) 第1項第4号に掲げる場合において、落札者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき（当該確定した刑が同条の刑のほか、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑であるときを除く。）。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、本市が特に必要があると認めるとき。
- 4 前項の場合は、事業者は連帯して前項の賠償金を支払わなければならない。
- 5 第3項の規定は、本市の実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき本市が賠償を請求することを妨げない。

第5章 その他

第32条（秘密保持）

- 1 事業者は、本事業に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。
 - （1）開示の時に公知である情報
 - （2）開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - （3）開示者が本協定等に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - （4）開示者から開示を受けた後、正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - （5）開示者から開示を受けた後、被開示者の責めによらないで公知となった情報
 - （6）裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - （7）本市が法令又は豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）等に基づき開示する情報
 - （8）本市が市議会の請求に基づき開示する情報
- 2 事業者は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 事業者から委託又は請負を受けた者及びその者から更に委託又は請負を受けた者による第1項及び前項の違反は、事業者による違反とみなす。
- 4 事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼を行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務（法令上守秘義務を負う者は当該法令上の守秘義務で足りるものとする。）を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 5 前項の場合において、事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。
- 6 事業者は、本協定締結後直ちに、事業者から本事業の一部の委託又は請負を受けた者をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書（前項の内容の確認を含む。）を本市に提出させなければならない。
- 7 事業者は、前項の受託者又は請負人が更に業務の一部を他の第三者に委託又は請負する場合には、前項の受託者又は請負人をして、当該第三者に本条と同等の守秘義務を負わせ、当該第三者をして秘密情報を漏らさない旨の誓約書（第5項の内容の確認を含む。）を本市に提出させなければならない。
- 8 事業者は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を本市に通知しなければならない。事業者は、保管場所について、本市から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

第33条（個人情報保護）

- 1 事業者は、本事業を遂行するに際して知り得た本市が貸与するデータ、帳票及び資料

等に記載された個人情報並びに当該情報から事業者が作成した個人情報（以下これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年豊中市条例第 44 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。

- 2 事業者は、本事業の遂行以外の目的で個人情報を使用してはならない。
- 3 事業者から委託又は請負を受けた者及びその者から更に委託又は請負を受けた者による第 1 項及び前項の違反は、事業者による違反とみなす。
- 4 事業者は、本事業の業務を遂行するために必要な場合を除き、個人情報を複写又は複製することはできない。
- 5 事業者は、本事業の業務の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報を管理させなければならない。
- 6 事業者は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、本市に対し、速やかに報告する。
- 7 本市は、必要に応じて、事業者による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、事業者は当該立入調査に協力しなければならない。
- 8 事業者は、本事業が終了後、本市に対し、速やかに個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還する。
- 9 前各項に定めるほか、事業者は、個人情報の保護に関する事項について、本市の指示に従わなければならない。
- 10 事業者は、事業者から委託又は請負を受けた者及びその者から更に委託又は請負を受けた者に前各項に定める事業者の義務と同様の義務を負わせ、当該者をして、本市に対し当該義務を負う旨の確約書を提出させなければならない。

第 34 条（損害賠償）

事業契約の各当事者は、事業契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、事業者のいずれかの債務不履行に起因して本市に損害を与えた場合には、事業者は本市に対し連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

別紙1 用語の定義

本協定において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

本協定締結時から本事業が終了した日までとする。

- 1 「管理運営期間」とは、本施設の開園日から本事業が終了する日までの期間をいう。
- 2 「管理運営に関する基本協定」とは、本市と指定管理者との間で締結する「原田緑地の管理運営に関する基本協定書」に基づく協定（当該協定に関して本市と指定管理者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 3 「管理運営業務サービス水準合意」とは、本市と指定管理者との間で締結する「原田緑地管理運営業務サービス水準合意書」に基づく合意（当該合意に関して本市と指定管理者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 4 「管理運営業務」とは、本協定、管理運営に関する基本協定、要求水準書及び事業者提案に基づき本施設を管理運営する業務をいう。
- 5 「協力企業」とは、募集要項等により選定された優先交渉権者のうち構成企業以外の法人をいう。
- 6 「交替前事業者」とは、事業契約に定める解除事由を充足する又は充足するおそれのある事業者、指定管理者又は設置管理事業者をいう。
- 7 「指示等」とは、事業契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、要請、質問、回答、改善勧告及び解除の総称をいう。
- 8 「指定管理委託料」とは、本協定、管理運営に関する基本協定、要求水準書及び事業者提案に基づき本市が指定管理者に支払う管理運営業務を実施したことの対価の総額をいう。
- 9 「指定管理者」とは、本協定、管理運営に関する基本協定、要求水準書及び事業者提案に基づき本施設の管理運営を実施する事業者をいう。
- 10 「事業期間」とは、設計・建設工事請負契約の本契約締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本協定が終了する日又は令和17年（2035年）7月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 11 「事業契約」とは、本協定、設計・建設工事請負契約、管理運営に関する基本協定、設置管理許可施設に関する基本協定をいう。
- 12 「事業者提案」とは、本事業に関する応募手続において事業者が本市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（募集要項等における質問に対する回答を含む。）をいう。
- 13 「設計・建設期間」とは、設計・建設工事請負契約の発効日（同日を含む。）から本施設の引渡日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 14 「設計・建設工事請負契約」とは、本市と設計・建設工事請負事業者との間で締結する「原田緑地設計・建設工事請負契約書」に基づく契約（当該契約に関して本市と設計・

- 建設工事請負事業者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。)をいう。
- 15 「設計・建設業務」とは、本協定、設計・建設工事請負契約、要求水準書及び事業者提案に基づき本施設を設計・整備する業務をいう。
- 16 「設計・建設工事請負事業者」とは、本市と本施設の設計・整備を実施する事業者により組成された共同企業体をいう。
- 17 「設置管理許可」とは、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条及び豊中市都市公園条例（昭和 35 年豊中市条例第 8 号）第 8 条の規定に基づく設置管理許可制度により本市が設置管理事業者に対して与える許可をいう。
- 18 「設置管理許可施設」とは、都市公園法第 5 条及び豊中市都市公園条例第 8 条の規定に基づく設置管理許可制度により設置する公園施設をいう。
- 19 「設置管理許可施設に関する基本協定」とは、本市と設置管理事業者との間で締結する設置管理許可施設の整備・管理運営を実施するために必要な基本的な事項を定めた協定（当該協定に関して本市と設計・建設工事請負事業者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 20 「設置管理事業者」とは、設置管理許可施設の設置管理を実施する事業者をいう。
- 21 「代替事業者」とは、交替前事業者が事業契約の当事者から離脱した場合において、交替前事業者が担当していた業務を担当する交替前事業者以外の事業者又は第三者として本市が承諾した者をいう。
- 22 「代表企業」とは、事業者の代表となる事業者（代表企業名）をいう。
- 23 「統括責任者」とは、事業者等が円滑な指揮系統のもと本事業の進捗を管理するために配置する本事業全体についての総合的な調整を行う者をいう。
- 24 「引渡日」とは、設計・建設工事請負事業者が本市に本施設を実際に引き渡す日をいう。
- 25 「各引渡予定日」とは、設計・建設工事請負事業者が本市に本施設を引き渡す予定日をいい、本施設の各引渡予定日は、I 期工事完了時の令和 7 年（2025 年）7 月中旬、II 期工事完了時の令和 9 年（2027 年）2 月中旬をいい、詳細は本市と協議して決定するものとする。
- 26 「本件土地」とは、豊中市原田中 2 丁目 46 番 1、54 番 4、55 番 1、72 番、77 番、183 番 1、185 番及び里道・水路をいう。
- 27 「本施設」とは、本協定、設計・建設工事請負契約、要求水準書及び事業者提案に基づき整備される必須施設及び関連する附帯施設の総称をいう。
- 28 「本事業」とは、原田緑地整備・管理運営事業をいう。
- 29 「募集要項」とは、本事業に関する事業者募集手続において本市が本事業の概要及び応募者の参加資格等を示した書類をいう。
- 30 「募集要項等」とは、本事業に関する事業者募集手続において本市が示した一切の資料及び当該資料に係る質問に対する回答書をいう。

- 31 「要求水準」とは、本市が本事業の実施にあたり、事業者等に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。
- 32 「要求水準書」とは、本事業に関する事業者募集手続において本市が示した資料である「原田緑地整備・管理運営事業 要求水準書」及び当該資料に係る質問に対する回答書をいう。